

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・四・二 五号廿日市駅通線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・四・二 五号廿日市駅通線

二 都市計画を変更する土地の区域

廿日市駅前

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課及び廿日市市建設部都市建築局都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十月十八日から平成二十二年十一月一日まで